

●請求に関する留意事項

1 受付について

- ・申請書等を郵送される場合、普通郵便等の配達所要日数に御留意願います。コロナ禍においては、郵送での提出の御協力をお願いいたします。
- ・持参いただく際は、平日の8時30分から17時までの間をお願いいたします。なお、土日祝日は閉所しておりますので御了承願います。【令和6年2月10日(土)は開所しております。】

2 振込口座の届について

保険医療機関等	振込先口座の指定	届(※)	注意点
初めて風しん事業に係る請求を行う場合	診療報酬の振込口座と別口座を指定	必要	・請求を行う前月末までに提出 ・預金通帳の表紙と表紙裏面のコピーを添付 ・請求総括書の施設区分を「2. 健診機関」とする
	診療報酬の振込口座と同一口座を指定	不要	
既に風しん事業に係る請求を行っている場合	振込先口座の変更がない場合	不要	

※「風しんの抗体検査・風しんの第5期定期接種に係る費用の請求及び受領に関する届」は本会ホームページよりダウンロードしてください。

- ・振込先口座の変更が生じた際は、速やかに「風しんの抗体検査・風しんの第5期定期接種に係る費用の請求及び受領に関する届」に必要事項を記入のうえ、御提出くださるようお願いいたします。

3 その他

- ・支払額通知書等各種帳票は、診療報酬の通知書と同封して発送する予定です(毎月20日頃)。

- ・請求方法については、  
厚生労働省HP([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html))  
→ 医療機関・健診機関向け手引きの最新版を御確認ください。